

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルス感染症に関する市が窓口となる主な支援策をご案内します。

詳細やその他の支援策は、市ホームページまたは担当課へお問い合わせください。



子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少、子育ての負担など、心身等に特に大きな困難を抱えている低所得のひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

対象	給付額	申請
① 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人	5万円 児童1人あたり	不要
② 公的年金等の受給により、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(未申請の人も含む) ※児童扶養手当にかかる支給制限限度額を下回っている人に限る。		要
③ 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人		要

▽申請方法 表の②・③に該当する人は、令和4年2月28日(月)までに子育て支援課へ申請が必要です。
※給付金の対象となる人によって申請手続きが異なります。申請書類等詳しくは市ホームページをご覧ください。



新生児臨時支援金



新型コロナウイルス感染症の影響によりさまざまな不安を抱えて出産され、子育てに対する経済的負担の増加が見込まれる子育て世帯を支援するため、新生児1人につき3万円の支援金を支給します。

▽対象世帯 八幡市が初めての住民登録となる令和3年4月2日~令和4年4月1日生まれの新生児がいる世帯

▽申請方法 給付金を受け取るには申請が必要です。市民課で出生届を提出される際に子育て支援課にて申請の案内をしておりますので、お立ち寄りください。
※申請方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。

▽子育て支援課 (☎983-1112)



八幡市入所施設等感染防止対策支援事業

介護施設等において新型コロナウイルス感染症拡大に伴うクラスターを未然に防止するため、高齢者等が新たに施設に入所される際に本人の希望でPCR検査等を行う場合に検査費用を助成します。

▽対象者 検査当日に本市に住民登録があり、発熱や咳など、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がなく、次のいずれかに該当する高齢者等

- ①介護施設に新規入所予定である
- ②介護・障がい福祉サービス等を提供する施設に新規入所予定である

検査を希望される人は、受検前に担当課までお問い合わせください。

▽高齢介護課 (☎983-5471)、障がい福祉課 (☎983-2129)



水道料金減免

住民生活および経済活動の支援のため、普通用給水契約者の水道基本料金を1期(2カ月)分、減免します。

なお、減免にかかる申請は不要です。

▽減免額 1期(2カ月)あたりの減免額1,738円(税込)

▽減免対象期間

奇数月検針の地区 5月検針分(3月・4月使用分)

偶数月検針の地区 6月検針分(4月・5月使用分)

※基本料金を超えた分およびメーター使用料、下水道使用料は対象外です。
※減免期間中に水道の使用を開始または中止した場合は、使用期間分について減免します。

※集合住宅等にお住まいの人で管理会社等へ水道料金を支払っている人は、管理会社等へ確認してください。

▽水道課 (☎983-5216)



中小企業者等事業継続支援金の申請期限を延長

新型コロナウイルス感染症の長期化を鑑み、売上が減少した市内の事業者が事業継続のために融資を受けた際に支給する「八幡市中小企業者等事業継続支援金」について、申請期限を8月31日(火)まで再度延長しました。

また、対象融資制度につきましても、京都府中小企業融資制度「伴走支援型経営改善おうえん資金」を追加しました。

※申請は1事業者につき1回限りです。すでに支援金の支給を受けた事業者は申請できませんので、ご注意ください。

▽要件 融資制度を利用した中小企業・個人事業主で、申請する3カ月以上前から本市に住所(法人は所在地)、もしくは支店等の事業所を有すること

▽支給額 1事業者につき10万円

▽支給要領等配布場所 商工観光課、商工会

※申請方法など、詳しくは市ホームページまたはお問い合わせください。

▽商工観光課 (☎983-2853)



住居確保給付金

離職や休業等により住居を喪失またはその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間の家賃相当額(上限あり)を、貸主等に直接支給します。

▽対象者 離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人

▽再支給について 住居確保給付金の支給が終了した人で、令和3年2月から3月31日までに、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少等となった場合でも、3カ月間に限り、再支給が可能となりました。申請期限は6月30日(水)までです。対象の人は忘れずに申請してください。

※申請方法など詳しくはQRコードからアクセスし、ご確認ください。お問い合わせください。

▽生活支援課 (☎983-1138)



傷病手当金の支給対象期限が延長

新型コロナウイルスに感染またはその疑いがあるため労務に服することができず給与の支払いを受けられなかった人を対象とした国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金の支給対象期限が6月30日(水)まで延長されました。

▽対象者 次の条件をすべて満たす人

①療養により労務に服することができなくなった日が連続する3日間を含み4日以上あった

②①の期間中に給与等の全部または一部を受け取ることができなかった

▽支給対象期間 労務に服することができなくなった日から連続して3日間を経過した日から就労ができない期間のうち、就労を予定していた日

▽支給額 (直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数

▽申請方法 申請書に必要事項を記入し、郵送。

※申請書は市ホームページ、国保医療課窓口で入手可。

▽国保医療課 (☎983-2962<国保>、983-2976<後期>)



国保



後期高齢者